

長野県人口減少対策本部設置要綱

（設置）

第1条 急激な人口減少に歯止めがかかっていない状況の中、人口減少対策の加速化を図る必要があることから、全庁を挙げて人口減少対策に取り組む体制を設置し、信州未来共創戦略に基づく県の取組や県民の子ども・若者の増加・定着の促進を図るため、長野県人口減少対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）信州未来戦略に基づく県の取組の推進及び関係部局の施策連携に関すること。
- （2）子ども・若者の増加・定着及び関係部局の施策連携に関すること。
- （3）その他本部長が必要と認める事項に関すること。

（本部）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐する。
- 5 副本部長（副知事の担当事務に関する規程（令和7年3月13日長野県訓令第2号）により企画振興部（交通政策局及びDX推進課を除く。）及び県民文化部を担当事務とする副知事）は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 本部会議は、本部長が招集し、その会議を主宰する。
- 8 本部長は、必要があると認める場合に、本部員以外の者を本部会議に出席させ、意見を求めることができる。

（部会）

第4条 個別事項について検討を行うため、本部に別表2に掲げる部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長が指定する職にある者をもって充てる。
- 5 部会は、部会長が招集し、その会議を主宰する。
- 6 部会長は、必要があると認める場合に、部会員以外の者を部会に出席させ、意見を求めることができる。
- 7 部会長は、部会における検討結果を本部に報告するものとする。

（事務局）

第5条 本部及び部会の庶務は、企画振興部及び県民文化部こども若者局において処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織、運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月16日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

本部員

産業政策監、教育長、公営企業管理者、危機管理部長、企画振興部長、交通政策局長、総務部長、県民文化部長、こども若者局長、健康福祉部長、環境部長、産業労働部長、営業局長、観光スポーツ部長、農政部長、林務部長、建設部長、リニア整備推進局長、地域振興局長、その他本部長が必要と認める者

別表 2（第 4 条関係）

部会

部会名	部会長	主な検討事項
信州未来共創戦略推進部会	企画振興部長	○県アクションの検討・推進・進捗管理 ○関係部局の施策調整
こども・若者増加部会	こども若者局長	○若者支援、若者増加・定着、少子化対策の加速化に向けた調査分析及び施策の検討・推進・進捗管理 ○関係部局の施策調整